

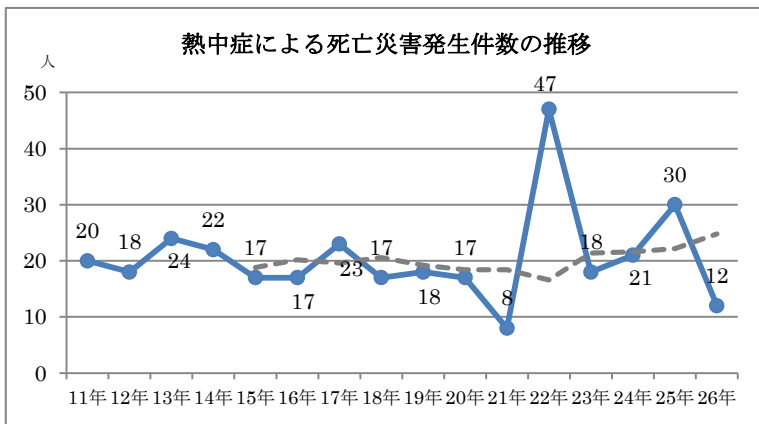
鹿児島産業保健総合支援センターでは、身近で有用な情報を四半期に1回、当センターから毎月初めに配信したメールレター（無料）の内容を中心に取りまとめで、本紙によりお伝えしております。



***熱中症による死傷災害発生状況（平成26年）について（厚生労働省）**

平成26年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」が公表されました。職場での熱中症による死傷者数は、平成25年よりも少なくなっていますが、近年毎年400～500人台で高止まりの状態あり、業種別にみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の約5割がこれらの業種で発生しています。

詳細⇒ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000084785.html>



(点線は、5年平均移動線)

1 業種別発生状況

過去5年間を見ると、**建設業が最も多く、次いで製造業**で多く発生しており、この2業種で全体の約5割を占めている。

2 月別発生状況

過去5年間をみると、**7月及び8月に全体の約9割**が発生しています。

3 時間帯別発生状況

過去5年間をみると、**14～16時台に多く発生**しており、帰宅後に体調が悪化し、病院へ搬送されるケースも散見される。

4 作業開始からの日数別発生状況

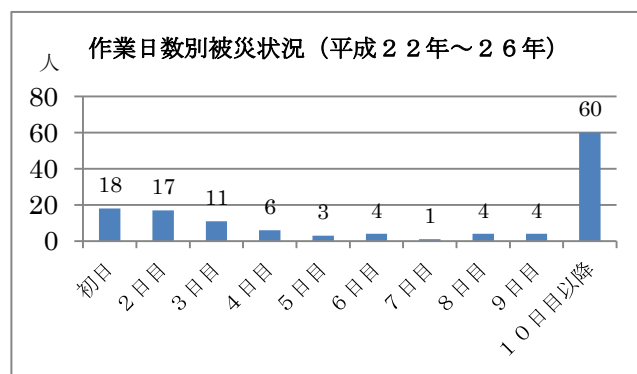
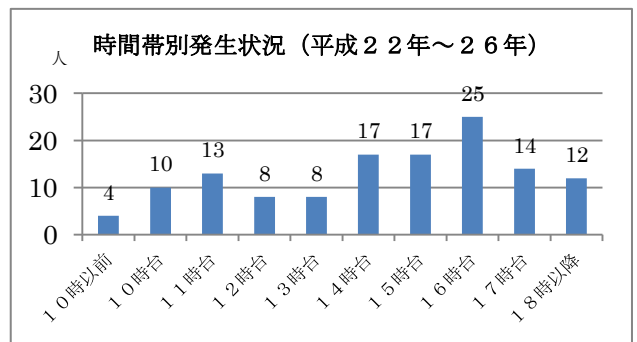
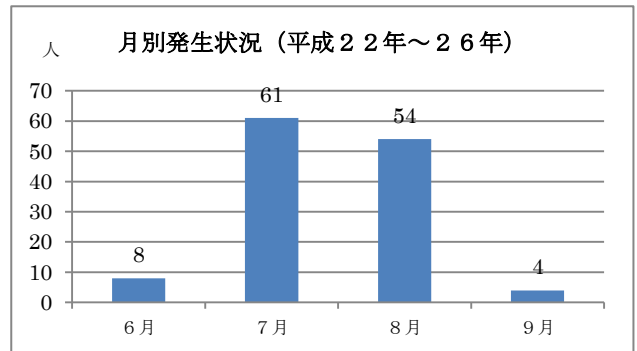
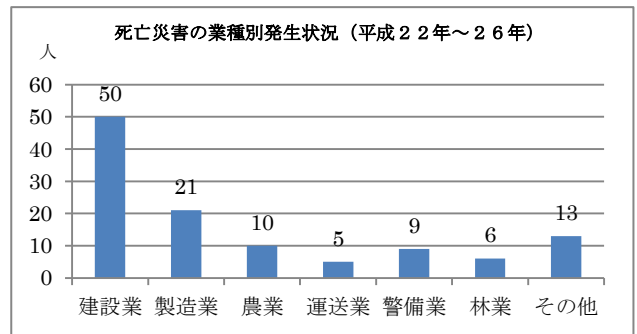
過去5年間をみると、全体の**5割弱が作業開始から7日以内**に発生しています。作業開始からの日数とは、「高温多湿作業場所」で作業を始めてからの日数となります。

5 平成26年に熱中症で死亡した12人のうち、

- ① 11人については、WBGT値(※1)の測定が未実施。
- ② 10人については、計画的な熱への順化期間(※2)が未設定。
- ③ 8人については、自覚症状の有無に関わらない定期的な水分・塩分の摂取を行っていない。
- ④ 7人については、健康診断が行われていなかった。
- ⑤ 5人については、休憩場所を設置していなかった。
- ⑥ 5人については、単独作業を行っていた。
- ⑦ 4人については、糖尿病等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾病を有していた(疾病の影響の程度は不明)。
- ⑧ 1人については、前日、体調不良で休暇を取得していた。

※1 暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、乾球温度・自然湿球温度・黒球温度から算出する数値

※2 熱に慣れ、当該環境に適応させるため、計画的に設ける期間



***平成27年の職場での熱中症予防対策の重点的な実施についての概要（厚生労働省）**

1 建設業や、建設現場に付随して行う警備業では、特に次の4項目を重点事項とすること。

- (1) WBGT基準値を超えることが予想される場合には、簡易な屋根の設置、スポットクーラーの使用、作業時間の見直しを行うとともに、単独での作業を避けること。作業時間については、特に7、8月の14時から17時の炎天下等でWBGT値が基準値を大幅に超える場合には、原則作業を行わないことも含めて見直しを図ること。
- (2) 作業者が睡眠不足、体調不良、前日に飲酒、朝食を食べていない、発熱・下痢による脱水症状などが見られる場合は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼の際にその状態が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換などを行うこと。
- (3) 管理・監督者による頻繁な巡視や、朝礼等の際の注意喚起などにより、自覚症状の有無に関わらず、作業者に水分・塩分を定期的に摂取させること。
- (4) 高温多湿な作業場所で初めて作業する場合には、順化期間を設ける等の配慮をすること。

2 製造業では特に次の2項目を重点事項とすること。

- (1) WBGT値の計測等を行い、必要に応じて作業計画の見直し等を行うこと。
- (2) 管理・監督者による頻繁な巡視や、朝礼等の際の注意喚起等により、自覚症状の有無に関わらず、作業者に水分・塩分を定期的に摂取させること。

詳細⇒ <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11303000-Roudoukijunkyokuanzenseiseibu-Roudouiseika/0000085005.pdf>

職場の熱中症対策は万全ですか？

職場の熱中症予防対策は万全か、下記のチェックリストで自主点検してみましょう。
 (「いいえ」が1つでもあるときは、確認しましょう。)



職場における熱中症予防対策自主点検表	
① WBGT値(暑さ指数)を活用していますか？ ※ WBGT値(暑さ指数)とは、①温度、②湿度、③放射熱の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ「℃」で示されます。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
② 休憩場所は整備していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

① WBGT値(暑さ指数)を活用していますか？

- WBGT値を測定し、熱中症発症のリスクの把握と対策に活用しましょう。
- 高温多湿作業場所においては、熱を遮る遮へい物、直射日光・照り返しを避けることのできる簡易な屋根、通風・冷房の設備を設置しましょう。
- WBGT値、作業の状況に応じて、連続作業時間の短縮、作業場所の変更などを行いましょう。
- ※ WBGT値は市販の機器で測定するほか、環境省のホームページ(環境省熱中症予防情報サイト)から予測値などを入手することも可能です。

② 休憩場所は整備していますか？

- 冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。
- 水、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。
- 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、飲料水などを備え付けましょう。

③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？

- 7日以上かけて、高温多湿環境での作業時間を次第に長くしましょう。

④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？

- 体内の水分及び塩分のバランスが崩れたりすることなどにより発症する障害を総称して熱中症といいます。熱中症により、めまい・失神、筋肉痛、気分の不快、吐き気、意識障害・けいれん・手足の運動障害などの症状があらわれます。
- 摂取を確認する表の作成、作業中の巡視での確認などにより、その摂取の徹底を図りましょう。

⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？

- 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させましょう。
- 直射日光下では、通気性の良い帽子(クールヘルメット)などを着用させましょう。



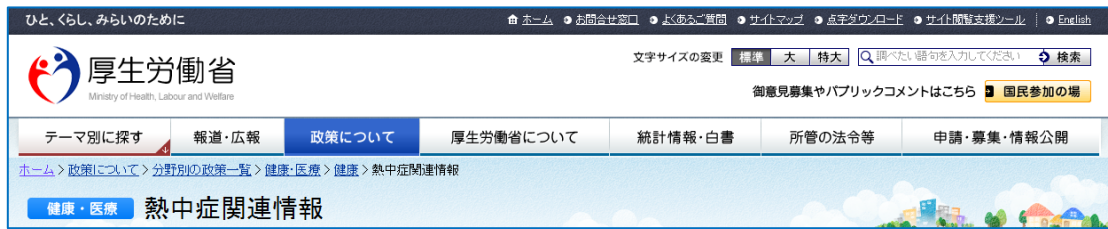
⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？

- 糖尿病、高血圧症、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
⇒ 健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底しましょう。
- 睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
⇒ 日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じて健康相談を行ってください。
・朝礼などの際に健康状態を確認しましょう。
- 作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認しましょう。
- 熱中症を疑わせる症状が現われた場合には以下の救急措置をとり、必要に応じ救急隊を要請し医師の診察を受けさせてください。
①涼しい日陰か冷房が効いている部屋などへ移す。
②衣服を脱がせ、氷などで首、脇の下、足の付け根などを冷やす。
③自力で可能であれば水分・塩分を摂取させる。

ご不明な点などがございましたら、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。

厚生労働省のパフレットです。

*熱中症情報に関するホームページ



詳細⇒ http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/



詳細⇒ http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/



詳細⇒ <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>



詳細⇒ http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

*熱中症予防情報サイト（環境省）



熱中症などに対する注意を促すことを目的に、暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）、熱中症患者速報、熱中症への対処方法に関する知見など熱中症関連情報を提供しています。都道府県名と地点を入力すると、その地点における暑さ指数の予報値、速報値が表示されます。鹿児島県の地点は、阿久根、大口、さつま柏原、中甕、川内、東市来、牧之原、鹿児島、輝北、加世田、志布志、喜入、鹿屋、肝付前田、枕崎、指宿、内之浦、田代、種子島、上中、屋久島、尾之間、中之島、名瀬、古仁屋、伊仙、沖永良部の27か所です。

詳細⇒ <http://www.wbgt.env.go.jp/>

「ストレスチェック制度」導入をサポートします。

**ストレスチェック制度
サポートダイヤルのご案内**

～ストレスチェック制度に関する疑問にお答えします！～

平成27年12月から、常時使用する従業員へのストレスチェックの実施が義務化されます（従業員数50人未満の事業場は当分の間、努力義務）。

「ストレスチェック制度サポートダイヤル」では、産業医、保健師などストレスチェックの実施者、事業者、衛生管理者等ストレスチェック制度担当者などからのストレスチェック制度の実施方法、実施体制、不利益な取扱いなどに関する相談にお答えします。ぜひご活用ください。

電話番号： **0570-031050**

※相談は無料ですが、通話料金がかかります。

開設日：平成27年5月20日（水）

受付時間：平日10時～17時

（土日祝12月29日～1月3日を除く）

【ご相談の一例】

- ・ストレスチェックとは、いつまでに何を実施すればいいのですか？
- ・標準的なストレスチェック調査票に、自由な質問を加えても大丈夫ですか？
- ・ストレスチェックの結果通知に同意確認の書類を同封してもよいですか？
- ・ストレスチェックの実施と面接指導の実施が別の医師でも問題ないでしょうか？

**「ストレスチェック」実施促進のための
助成金のご案内**

従業員数50人未満の事業場が、他の小規模事業場と合同で、医師・保健師などによるストレスチェック[※]を実施し、また、医師によるストレスチェック後の面接指導など[※]を実施した場合、事業主が費用の助成を受けることができる制度です。従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のために、ぜひ、ご活用ください。

※「ストレスチェック」と「面接指導の実施」は、労働安全衛生法第66条の10第1項から第6項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」などのことをいいます。



<助成金を受けるためには>

助成金の支給申請をする前に、支給要件を満たしているかの確認を受けるため、あらかじめ労働者健康福祉機構への届出が必要になります。

助成金の支給には、次の5つの要件を全て満たしていることが必要です。

1. 常時使用する従業員数が50人未満であり、同一の都道府県内にある複数(2~10)の小規模事業場を含む事業場で団体を構成していること。
2. 産業医を合同で選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。
3. ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。
4. 集団を構成する全ての小規模事業場において、ストレスチェック及び面接指導を行う予定であること。
5. 集団を構成する小規模事業場の代表者と2の産業医が同一者でないこと。

<助成対象・助成額>

助成金の支給対象及び助成額は、次のとおりです。

1. ストレスチェック(年1回)を行った場合
 - 1 従業員につき**500円**を上限として、その実費額を支給。
2. ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合
 - 1 事業場あたり、産業医1回の活動につき**21,500円**を上限として、その実費額を支給。(支給対象とする産業医活動は、1事業場につき年3回を限度とする。)

【支給対象となる産業医活動の例】

- ・ ストレスチェックの実施について助言すること
- ・ ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ・ ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと
- ・ 面接指導の結果について、事業主に意見陳述すること など

～この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。～

➤ 団体登録の届出並びに助成金支給申請（労働者健康福祉機構へ）

助成金ご利用の流れ等については、「**ストレスチェック**」実施促進のための助成金の手引（http://www.rofuku.go.jp/Portals/0/data0/sanpo/stresscheck/download/H27sc_josei_tebiki.pdf）をご参照ください。

➤ 届出・申請先

独立行政法人労働者健康福祉機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

〒212-0013

神奈川県川崎市幸区堀川町 580 ソリッドスクエア東館 17 階

電話番号 044-556-9866

ホームページ <http://www.rofuku.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1005/Default.aspx>

※各種様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

～相談員からのメッセージ～

● マタハラ(マタニティーハラスメント)はメンタル不調にも

産業保健相談員 林 ユリ子 (担当分野:カウンセリング)

平成26年10月23日、妊娠を契機とした降格は原則として違法・無効であるとの最高裁の判決が出て、大きく報道されました。このケースは妊娠中に軽易業務に移ったことをきっかけに降格された女性が訴えたものです。最高裁の判決では妊娠・出産を理由とした降格は、本人の同意がある場合、または事業所側に特別な事情がある場合を除き、原則として男女雇用機会均等法に照らし違法であるとされました。均等法では「妊娠・出産を理由とした不利益扱いの禁止」、「妊娠中・出産後の健康管理に関する措置」を規定しています。

連合の調査(2013年5月)によると、マタハラをされた妊娠経験者は25.6%と4人に1人という結果も出ています。内容は「妊娠中や産休明けに心無い言葉を言われた」、「妊娠・出産がきっかけで解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導等をされた」、「妊娠や産休明けなどに嫌がらせをされた」「給料が減らされた」・・・などです。

このような心無い言葉や解雇など言われると、メンタルヘルスの面からみても様々な不調の要因になると考えられます。現在不調で悩んでいる人もいます。

マタニティーハラスメントを防止するために、事業所は法律に基づく制度を整備するとともに管理者の意識改革や、働く人の良好なコミュニケーションなどが求められています。多様な社員が安心して働き活躍できる職場環境を願っています。

● 地域包括支援センターの活用

産業保健相談員 長友 医継 (担当分野:メンタルヘルス)

「働く人」には職場のストレスがつきものですが、家族間や金銭面(教育費、住宅ローン、老後の蓄えなど)の問題などプライベートな面にもさまざまなストレス要因があります。

なかには、親の病気や介護に悩んでおられる「働く人」もおられます。親の介護は、介護保険などに関する知識がないとなかなか骨の折れるものです。そのような際、地域包括支援センターに相談されることをお勧めいたします。

産業保健総合支援センターは「働く人」の健康面の支援の拠点ですが、地域包括支援センターは高齢の方の心身の状態に合わせた支援を提供する地域の「総合的なサービス拠点」です。「働く人」は、プライベートな憂いをなくして、仕事に集中できる環境づくりをしたいものです。

● 職場の人間工学

産業保健相談員 岡村 俊彦 (担当分野:労働衛生工学)

「楽しく、いい仕事する」これが人間工学の目的です。「人が仕事に合わせる」のではなく「仕事を人に合わせる」事を考えます。具体的には「無理のない作業姿勢・作業環境」、「仕事しやすい効率的なレイアウト」、「使いやすい道具」などを労働者の視点で見っていきます。

どちらかという人間工学は問題がおこらないように、問題がおこっても深刻にならないように、といった予防的観点が中心です。私への相談が増えた分だけ、他の相談員への相談が減るかもしれません。「楽しく、いい仕事」をしたい職場の方々は、ぜひ私にご相談ください。

★研修・セミナー予定及びメールレターの申込方法等については、当センターホームページをご覧ください。★

本紙に対するご意見等をお寄せください! ⇒ E-Mail info@sampo-kagoshima.jp